（建設業法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第七条　建設業法施行規則等の一部を改正する省令の一部を次のように改正する。

次の表により、前条の規定による改正後欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	前条の規定による改正後
附　則 （経過措置） **第二条**　（略） ２～４　（略） ５　建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令（平成二十一年国土交通省令第四十五号）の施行の日から一部施行日までの間に建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律第一条の規定による改正前の建設業法第二十七条第三項の規定により合格証明書の交付を受けていた者から新施工技術検定規則第十条第二項の規定による合格証明書の書換え又は新施工技術検定規則第十一条の規定による合格証明書の再交付の申請があった場合に交付する合格証明書の様式については、新施工技術検定規則別記様式第六号の様式にかかわらず、次の様式によるものとする。 附則様式(イ)（附則第２条第５項関係） 番　号 １級技術検定合格証明書 写真 氏　名 年　月　日生 建設業法の規定に基づく　　に関する１級の技術検定に合格したことを証し、１級　　技士と称することを認める。 年　月　日 国土交通大臣 印	**附　則** （経過措置） **第二条**　（略） ２～４　（略） ５　建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令（平成二十一年国土交通省令第四十五号）の施行の日から一部施行日までの間に建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律第一条の規定による改正前の建設業法第二十七条第三項の規定により合格証明書の交付を受けていた者から新施工技術検定規則第十条第二項の規定による合格証明書の書換え又は新施工技術検定規則第十一条の規定による合格証明書の再交付の申請があった場合に交付する合格証明書の様式については、新施工技術検定規則別記様式第六号の様式にかかわらず、なお従前の例による。